

令和 5年 9月 14日開会

令和 5年 9月 日閉会

令和5年第3回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

令和5年第3回八百津町議会定例会議事日程表

令和5年9月14日 午 時 分開議

日程第1	仮議席の指定		
日程第2	選第1号	議長の選挙	1
日程第3	議席の指定		
日程第4	諸般の報告		
日程第5	会議録署名議員の指名		
日程第6	会期の決定		
日程第7	選第2号	副議長の選挙	2
日程第8	選任第1号	常任委員会委員の選任	
日程第9	選任第2号	議会運営委員会委員の選任	
日程第10	議案第49号	専決処分した事件の承認について（損害賠償の額の決定及び和解）	3
日程第11	議案第50号	八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5
日程第12	議案第51号	八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	7
日程第13	議案第52号	令和4年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について	9
日程第14	議案第53号	令和4年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	10
日程第15	議案第54号	令和4年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	11
日程第16	議案第55号	令和4年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	12
日程第17	議案第56号	令和4年度八百津町水道事業会計決算認定について	13
日程第18	議案第57号	令和4年度八百津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	14
日程第19	議案第58号	令和5年度八百津町一般会計補正予算（第4号）	別冊
日程第20	議案第59号	令和5年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊

日程第 2 1	議案第 6 0 号	令和 5 年度八百津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
日程第 2 2	議案第 6 1 号	八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部 変更について	15
日程第 2 3	議案第 6 2 号	八百津町過疎地域持続的発展計画の一部変更について	17
日程第 2 4	議案第 6 3 号	財産の取得について	19
日程第 2 5	議案第 6 4 号	財産の取得について	20
日程第 2 6	議案第 6 5 号	八百津町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る 事務委託の廃止について	21
日程第 2 7	議案第 6 6 号	八百津町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務 委託の廃止について	22
日程第 2 8	議案第 6 7 号	八百津町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務 委託の廃止について	23
日程第 2 9	議案第 6 8 号	八百津町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務 委託の廃止について	24
日程第 3 0	議案第 6 9 号	八百津町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務 委託の廃止について	25
日程第 3 1	議案第 7 0 号	八百津町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務 委託の廃止について	26
日程第 3 2	議案第 7 1 号	八百津町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務 委託の廃止について	27
日程第 3 3	議案第 7 2 号	八百津町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事 務委託の廃止について	28
日程第 3 4	議案第 7 3 号	八百津町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務 委託の廃止について	29

選第1号

議長の選挙

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、八百津町議会議長の選挙を行う。

令和5年9月14日

八百津町議会臨時議長 三宅和行

選第2号

副議長の選挙

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、八百津町議会副議長の選挙を行う。

令和5年9月14日

八百津町議会議長

議案第49号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

議案第50号

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

令和 5 年八百津町条例第 号

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八百津町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第51号

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

令和5年八百津町条例第 号

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「、提供を行わない日」を「並びに特定教育・保育の提供を行わない日」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号において同じ。附則第4条において同じ」を「附則第4条において同じ」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削り、同条ただし書中「法第48条」を「法第46条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

議案第52号

令和4年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度八百津町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和4年度八百津町一般会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第53号

令和4年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和4年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊

議案第54号

令和4年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和4年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊

議案第55号

令和4年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和4年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第56号

令和4年度八百津町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和4年度八百津町水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和4年度八百津町水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 57 号

令和 4 年度八百津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度八百津町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度八百津町下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 14 日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和 4 年度八百津町下水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第61号

八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年3月策定）について、福地辺地の計画を変更するため、この案を提出する。

総合整備計画書

(第2次変更)

岐阜県八百津町福地辺地
(辺地の人口296人 面積22.3Km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 福地
- (2) 地域の中心の位置 八百津町福地字小洞101番地3
- (3) 辺地度点数 184点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、八百津町北東部の高原地帯に位置する。集落は山間に散在しており、地形的な辺地性が著しい。集落が山林に接しており、近くに防火水利となるような河川がないことから、消防施設整備等総合的な整備を進めながら、辺地性の解消を図るため、下記事業を計画する。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	八百津町		(88,719)	56,698	32,021	16,200
農業	岐阜県		(5,199)	4,419	780	
農業	八百津町		(13,893)	5,323	8,570	8,500
消防施設	八百津町		(14,167)	6,300	7,867	
合計			(121,978)	72,740	49,238	24,700

(注) ()は全体事業費

当初計画策定 令和 2年 3月19日
第1次変更計画策定 令和 4年 9月16日
第2次変更計画策定 令和 5年 9月 日

議案第62号

八百津町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

八百津町過疎地域持続的発展計画の一部を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

9. 教育の振興（3）事業計画（令和3年度～7年度）の表中

「

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校設備改修 校舎・電気設備・空調設備等	八百津町	
		中学校設備改修 校舎・電気設備・空調設備等	八百津町	
	給食施設	給食センター設備・衛生・調理 機器更新	八百津町	

」を

「

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校設備改修 校舎・電気設備・空調設備等	八百津町	
		中学校設備改修 校舎・電気設備・空調設備等	八百津町	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業 マイクロバス等	八百津町	
	給食施設	給食センター設備・衛生・調理 機器更新	八百津町	

」に

改める。

(提案説明)

八百津町過疎地域持続的発展計画（令和3年9月策定）について、教育の振興に、新たに事業を追加するため、計画の一部を変更する。

議案第63号

財産の取得について

次のとおり物品を購入する。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 物品の名称、数量 | 消防団員活動服 上衣及び下衣 各330着 |
| 2 | 購入の目的 | 消防団員活動服の更新 |
| 3 | 購入の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 購入の金額 | 11,434,500円 |
| 5 | 購入の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社 ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

(提案説明)

八百津町消防団員活動服を購入することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八百津町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

議案第64号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

- 1 物品の名称、数量 小中学校、保育園及び学校給食共同調理場用パソコン81台ほか一式
- 2 取得の目的 所有権移転付き賃貸借契約（長期継続契約）の期間満了による取得
- 3 取得の方法 無償譲渡
- 4 借入の期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- 5 取得の日 令和11年3月1日
- 6 契約の方法 指名競争入札
- 7 契約の金額 月額 447,370円
総額 26,842,200円
- 8 契約の相手方 名古屋市東区東桜1丁目1番10号
NTT・TCリース株式会社東海支店
支店長 野田 礼史

（提案説明）

パソコン等を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八百津町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

議案第65号

八百津町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
令和6年3月31日限り、八百津町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

美濃加茂市との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。

議案第66号

八百津町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、八百津町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

可児市との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。

議案第67号

八百津町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和5年12月31日限り、八百津町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

坂祝町との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。

議案第68号

八百津町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、八百津町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

富加町との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。

議案第69号

八百津町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、八百津町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

川辺町との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。

議案第70号

八百津町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、八百津町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

七宗町との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。

議案第71号

八百津町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、八百津町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

白川町との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。

議案第72号

八百津町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、八百津町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

東白川村との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。

議案第73号

八百津町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

令和6年3月31日限り、八百津町と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月14日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

御嵩町との間で相互に委託して実施していた証明書の交付等の事務を廃止したいので、この案を提出する。